

研究助成取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第4号に規定する人工透析療法の安全性及び有効性の向上並びに腎不全医療の推進に関する調査研究に対する研究助成費交付について定めることを目的とする。

(助成費交付の対象者)

第2条 この規程に基づく研究助成費交付の対象者は、第1条の目的に適い、研究助成審査委員会が厳正、慎重に審査した結果、優れた研究になることが期待できると認めた研究計画の実施者とする。

(公 募)

第3条 この規程で定める研究助成費交付については、対象者を公募する。公募は、本会のホームページに募集要項を掲載する他適切な手段を用いて行う。

(助成の申請)

第4条 この規程で定める研究助成費を受けようとする者は、会長に別紙様式の研究助成申請書を提出して申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 助成研究の決定は、研究助成審査委員会の審査を経て理事会が行う。
2 研究助成審査委員会は、選考に当たって選考基準を明示する。

(助成費の決定)

第6条 助成研究に対する助成費は、研究助成審査委員会が査定して決定する。

(通 知)

第7条 会長は、理事会で助成研究が決定したのち、応募者にただちに採否の結果を通知するとともに、採択が決定された応募者に対しては、助成費交付に必要な別紙様式の研究助成交付申請書等の提出を求めるものとする。

(助成費の交付)

第8条 会長は、前条の助成費交付に必要な研究助成交付申請書等の提出を受け、確認したのち速やかに支出するものとする。

(研究期間)

第9条 助成研究の研究期間は、助成決定の日から2年以内とする。

(研究計画の変更・延長・中断)

第10条 研究計画に変更が生じた場合または延長する場合は、研究者はただちに変更内容を明らかにした書面を会長に提出し承諾を得なければならない。
2 研究計画が中断された場合は、ただちにその旨を会長に届け出、会長の指示に従うものとする。

(助成費の返還)

第11条 研究を中止した場合または助成費に残額が生じた場合は、研究者の責任において、交付された研究助成費の一部または全部を返還するものとする。

2 前項の返還額は、会長が決定する。

(研究報告)

第12条 研究者は、研究が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日までに実績報告書、収支決算報告書及び原著論文(または第13条3項に規定する研究報告書)を作成して会長に報告しなければならない。

(研究の公表)

第13条 前条の原著論文(または研究報告書)は、日本透析医会雑誌または本会ホームページに掲載する。

2 前条の原著論文を本会以外の他団体等が発行する媒体で発表する場合には、発表者は事前に会長に報告するとともに、論文の末尾に本会から研究助成を受けた研究であることを明記する必要がある。

3 前項の場合には、二重投稿を避けるために、原著論文の概要を報告書としてまとめ、研究報告書として提出しなければならない。研究報告書の末尾に掲載された(または掲載予定の)原著論文の著者、論文名、掲載誌名、巻(号)、ページを明記する必要がある。

(変更手続き)

第14条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

(補 則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月2日から施行する。(平成30年3月2日理事会議決)